Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災

令和5年1月20日 水管理·国土保全局 治水課 水管理·国土保全局 下水道部 流域管理官

六角川水系六角川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、六角川水系六角川等の特定都市河川指定に向けた関係者*への事前の意見聴取を実施します。

※六角川水系六角川等の流域をその区域に含む佐賀県及び県内の2市の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、順次、 特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大 限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、法第3条第8項の規定に基づき、一級河川六角川水系六角川等の計33河川 の流域をその区域に含む佐賀県及び県内の2市の長並びに、当該河川の流域に係る下水 道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

|別紙 1 | 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

|別紙2|| 六角川水系六角川等の概要

問合せ先:

〇河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 池田 大介(内線 35-582) 係長 片渕 公淑(内線 35-583)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

〇下水道に関すること

水管理·国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼 (内線 34-323) 係長 丸山 達也 (内線 34-314)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432